

自転車安全利用五則

自転車に乗るときの基本ルールです。正しいルールを知り、安全に自転車を利用しましょう。

①自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。

したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

②車道は左側を通行

自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。

③歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、

歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

④安全ルールを守る

飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

夜間はライトを点灯

交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

⑤子供はヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、

乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



反射材～薄暮・夜間はつけた光が命を守る～

反射材の有効性は？

○車のライトなどが当たると光を反射し、反射材をつけている人を車の運転者は57メートルくらい離れていても確認できます。

○反射材用品は腕や足など、歩くと動く部分に付けると、より効果があります。

反射材の種類は？

○靴のかかとやかばん、自転車の車輪(スポーク)などに貼るシールタイプや、キーホルダーなど色々なものがあります。

反射材の購入は？

○反射材用品は、日用雑貨店、ホームセンターなどで手軽に購入することができます。



実施機関

文京区、文京区教育委員会、区立小学校PTA連合会、区立中学校PTA連合会、文京区私立幼稚園連合会、東京国道事務所、東京都第六建設事務所、富坂警察署、大塚警察署、本富士警察署、駒込警察署、小石川消防署、本郷消防署、富坂交通安全協会、大塚交通安全協会、本富士交通安全協会、駒込交通安全協会、文京区町会連合会、文京区商店街連合会、文京区女性団体連絡会、文京区高齢者クラブ連合会、文京区民生・児童委員協議会

令和4年

秋の交通安全運動実施要領

9月21日(水)～9月30日(金)



スローガン

たくさんの笑顔が走る 首都東京

運動の重点

- (1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- (2) 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶
- (3) 自転車の交通ルール遵守の徹底
- (4) 二輪車の交通事故防止
- (5) 電動キックボード等の交通ルール遵守の徹底

運動の目的

交通安全運動をきっかけに、文京区民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取組に参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的とします。なお、交通安全運動は、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、可能な範囲でご協力ください。

文京区交通安全協議会

運動の重点

項目	子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保	夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶	自転車の交通ルール遵守の徹底	二輪車の交通事故防止	電動キックボード等の交通ルール遵守の徹底	
家庭・地域では	<ul style="list-style-type: none"> ●夕暮れ・夜間・早朝外出時の明るい服装や反射材着用の心掛け、歩きスマホの危険等、交通安全ルールについて話し合い、交通安全意識の向上に努めましょう。 ●近所の交通上の危険箇所や注意すべき場所などを確認し、道路の横断や通行方法について話し合いましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●夕暮れ時は、重大交通事故が増加する傾向にあります。明るい服装や反射材を身につけるなど、ドライバーにアピールしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●飲酒による運転への影響や飲酒運転による責任の重さについて話し合い、飲酒運転は悪質な犯罪であることを認識しましょう。 ●車を運転することをしながら酒を勧めたり、飲酒している人に車を貸したり、飲酒運転の車に同乗することも犯罪です。絶対にやめましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車安全利用五則を実践して、交通ルールを遵守しましょう。 ●子供を自転車に乗車させるときは、必ずヘルメットを着用させ反射材も活用しましょう。 ●自転車でも多額賠償を請求される場合があります。加害者になりうることを認識し、自転車保険等に参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●二輪車事故は死亡に繋がる危険性が高いため、交通事故を防止するため安全運転を心掛けましょう。 ●大切な人を失わないためにも、命の大切さや交通事故の責任について十分に話し合いましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車賠償責任保険加入が必須です。保険に加入しているか確認しましょう。 ●電動キックボードが関連する交通事故が懸念されます。十分注意を払いましょう。
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> ●信号のない横断歩道に歩行者がいた場合、停止しなければなりません。交通ルールに従い、思いやりの気持ちを持って走行しましょう。 ●学校・保育園等や公園、福祉施設付近では、徐行するなど注意して運転しましょう。 ●運転中のスマホ利用は禁止です。 	<ul style="list-style-type: none"> ●夕暮れ時には、早めにライトを点け、自転車が近づいて来ていることを、他の車両や歩行者などに知らせましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「あおり運転」は危険極まりない行為で、厳罰に処せられます。絶対にやめましょう。 ●「飲んだら乗らない・乗るなら飲まない」を絶対に守りましょう。 ●二日酔いは飲酒運転です。運転する前日は深酒を控えましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車安全利用五則を守り、信号や一時停止の標識等に従い、特に歩道では歩行者の安全のため、徐行を心掛けましょう。 ●自転車保険等に参加しましょう。 ●スマホやイヤホン使用、傘差し、並走等の危険な運転はやめましょう。 ●安全確保のため自転車販売店等で定期的に点検整備を受けましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自己の運転技量を過信することなく、急な進路変更や加速、危険な割り込みをせず、安全運転を心掛けましょう。 ●ヘルメットを正しく着用し、効果的にプロテクターを付けるとともに、反射材も活用しましょう。 ●違法・無用な路上駐車はやめましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●車両区分に沿った運転免許証が必要です。 ●歩道は通行できません。 ●個人所有の電動キックボードと実証実験中の電動キックボードでは、交通ルールが異なります。適切な利用を心がけましょう。
職場・学校等では	<ul style="list-style-type: none"> ●歩行中の子供の交通事故の特徴（飛び出しによる事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等を実施しましょう。 ●歩きスマホが危険であることを周知し、歩きスマホ禁止を指導しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車・自転車共早めの点灯を励行しましょう。 ●反射材用品着用を促進しましょう。 ●従業員に対し、夕暮れ時以降の運転に、注意喚起しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●警察署と連携した講習会の開催など、飲酒運転が悪質な犯罪であることを指導しましょう。また、運転者の体調を二日酔いを含めて確認するなど、飲酒運転させないよう管理を徹底しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車に関連する交通事故が増えています。自転車安全利用五則を確認しましょう。 ●自転車保険加入や点検整備の励行、また警察署や自治体と連携して、自転車実技教室などを開催し、交通安全意識を高めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●警察署や二輪車販売店等と連携して、二輪車教室を開催するほか、ヘルメットの正しい着用、プロテクターの効果的な着用等安全運転の指導をしましょう。 ●悪天候時の運転は抑制させましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●電動キックボードに関する道路交通法の改正内容を確認しましょう。 ●電動キックボードのルールやマナーについて、交通安全教育等を実施しましょう。

交通安全運動に関連する行事予定

☆ 駅頭キャンペーン等
新型コロナウイルス感染症の影響により予定が変更になる場合がございます
問い合わせ先: 富坂警察署交通課(☎3817-0110)

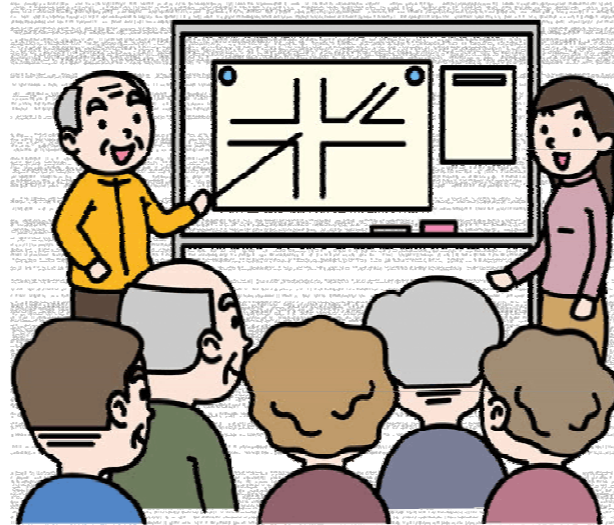
☆ 交通安全教室等
新型コロナウイルス感染症の影響により予定が変更になる場合がございます
問い合わせ先: 大塚警察署交通課(☎3941-0110)

☆ 交通安全教室等
新型コロナウイルス感染症の影響により予定が変更になる場合がございます
問い合わせ先: 本富士警察署交通課(☎3818-0110)

☆ 高齢者交通安全のつどい等
新型コロナウイルス感染症の影響により予定が変更になる場合がございます
問い合わせ先: 駒込警察署交通課(☎3944-0110)

9月30日は

「交通事故死ゼロを目指す日」



運動の進め方(新型コロナウイルス感染防止対策を徹底してください。)

文京区、警察署、交通安全協会をはじめとする関係機関・団体等は、相互に連携を図り、それぞれの所管及び地域の実態に応じ、運動の目的を踏まえ創意工夫を凝らした取り組みを行い、区民総ぐるみの運動となるよう努める。

文京区

◎実施要領と実施に伴う会議の開催、関係機関・団体との連絡調整
◎広報紙、各マスメディア等あらゆる広報媒体を活用した積極的な広報活動の展開による交通安全普及啓発活動の推進

文京区教育委員会

◎各学校、幼稚園への運動の周知徹底と安全教育の推進
◎PTA等への協力要請と緊密な連携による安全教育の推進及び街頭指導活動の強化各種広報紙等での保護者への広報活動

警察署

◎関係機関・団体への交通事故情報の提供
◎各種広報紙、広報車等での広報活動
◎参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
◎運動の重点を指向した交通指導取締りの強化

交通安全協会

◎広報紙等の活用による広報・啓発の推進
◎各種行事の開催による運動の趣旨等の徹底
◎会員・関係団体との連携による街頭指導活動の推進

道路管理者

◎懸垂幕等の掲示による運動の周知徹底
◎道路/パトロール等を通じ、その結果を踏まえた道路環境及び交通安全施設等の点検整備
◎交通事故多発路線等における安全対策の推進
◎自主的な交通安全活動の推進と各種行事への積極的な参加

安全運転管理者

◎従業員及び関係機関・団体への運動の周知徹底と広報紙等の活用による広報・啓発の推進
◎無謀運転防止のための安全運転管理の徹底
◎自主的な交通安全活動の推進と各種行事への積極的な参加

その他の関係機関・団体

◎職員及び関係機関・団体等への運動の周知徹底と広報紙等の活用による広報・啓発の推進
◎自主的な交通安全活動の推進と各種行事への積極的な参加